

牛久市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の改正について（お知らせ）

市民の安全と、生活環境を保全するため、建設残土の搬入に対する規制を強化し、土壌汚染や災害の発生を未然に防止することを定めた、「牛久市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」が平成28年5月1日から施行されます。

主な改正点は次のとおりです。

- 条例は、埋立て等の事業を行う面積が**5,000㎡未満に適用**されます。
「300㎡以上5,000㎡未満」から「5,000㎡未満」に変更し、下限値をなくしました。
ただし、自分で居住または使用するために建築確認を受けて建物を建てる場合で、その事業面積が500㎡未満であれば条例に基づく申請は必要ありません。
- 「改良土」（※）による土地の埋立て等は認めないとはっきり示しました。
（※）土砂等（泥土を含む。）又は建設汚泥に、セメントや石灰を混合し化学的安定処理したもの。
- 埋立て等に使用する土砂等は、**茨城県内で発生したものに限定**しました。また、仮置き場を経由した土砂等の搬入を禁止しました。
- 暴力団員等又は暴力団等と関係を有する者などに**許可を与えない**ようにしました。
- 事業が完了した後、**土壌の調査を義務**付けしました。
- **駐車場の整備**などのために、適正な**砕石**を敷く場合は条例に該当しません。

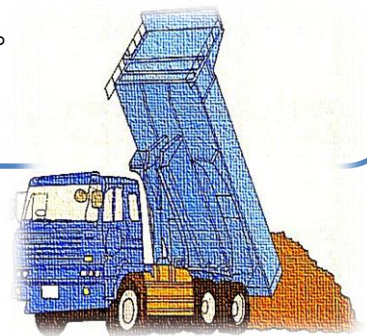


土地所有者の皆さんへ

違法な埋立て等の行為や廃棄物の不法投棄行為は、土地を管理する所有者にも責任が及ぶことがあります。以下のことに気をつけていただき、ご自身の土地を安全に管理しましょう。

～ 土地を提供する場合の注意事項 ～

- 事業内容などをできるだけ詳しく書面で提出させる。
- 同意書だけでなく契約書などで責任を明確にする。
- 土地を提供する場合は、隣接地との境界を明確にしておく。
- 必要な許認可の確認が取れるまでは搬入させない。
- 事業期間中は、定期的に見回りを行い監視する。



平成28年5月1日

お問合せ先：牛久市役所 廃棄物対策課

Tel：029-873-2111 内線：1573